

埼玉県立病院の在り方検討委員会 第6回会議 抄録

開催日時	平成30年11月8日(木) 15時30分～16時30分		
開催場所	さいたま共済会館 5階 501会議室		
出席者	委員長	金井 忠男	埼玉県医師会会長
(敬称略)	副委員長	原澤 茂	埼玉県済生会川口総合病院総長 埼玉県公的病院協議会会長
	委員	小俣 政男	地方独立行政法人山梨県立病院機構理事長
	委員	熊木 孝子	埼玉県看護協会会長
	委員	小池 創一	自治医科大学地域医療学センター 地域医療政策部門教授
	委員	田中 滋	公立大学法人埼玉県立大学理事長
	委員	室久保貞一	埼玉経済同友会専務理事兼事務局長
欠席者	委員	清水 至	前特定国立研究開発法人理化学研究所監事
(敬称略)			公認会計士

会議次第

1 開 会

2 前回会議の内容確認について 第5回会議抄録(案)(資料2)

3 議 事

- (1) 埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書のまとめ
埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書(案)(資料3)
- (2) その他

4 閉 会

(委員の主な発言要旨等)

○ 埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書のまとめ

(金井委員長)

本日は、報告書(案)についてご議論いただき、正式な報告書としてまとめたい。修正点がある場合にはその場で修正を行い、文言を確定させていく。

(室久保委員)

27ページ「3 経営形態の変更に關し配慮すべき事項」について、前回の発言の趣旨と違うため、中ほどの「経営形態の変更を行い」から、6行下の「職員の意向に十分配慮すべきである」までを削除し、「経営形態の変更にあたっては、職員の意向について十分配慮することが重要である。そして、移行後も円滑な事業運営に向けて、マネジメント層と職員との信頼関係の構築、職員のモチベーションの向上が何よりも重要である」と変更すべき。

⇒ ご意見の通り反映

(原澤副委員長)

細かいところだが、県立4病院が立地する地域、圏域が少し明確ではないので、追加して記載した方が良い。

また、「経営に対する意識」という文言が入っているが、これは決してネガティブな表現ではなく、自分たちの経営上の収支など職員が知っておくべきことについて、PDCAサイクルを回すプロセスを重視するという点からも必要ではないかと考え追加したものである。

⇒ 「Ⅱ 県立病院の現状」に各県立病院の所在地を記載

(小池委員)

19ページ、28ページの運営費負担金について、県立病院はもともと不採算な医療を提供しているので、「運営費負担金を入れていくべきである」の前に「適切な」と入れるべき。

また、15ページ、図13の下に、「受入が難しい合併症を持つ患者が50人/日程度いると推測できる。また、2025年でも、平均在院日数などにより変わり得るが、70人/日程度まで増加すると見込まれる」と書かれているが、どの数値を取っているかわかり難いので説明を入れた方がいい。

⇒ 図13の下の文章の「現状でも」の前に、「両推計を勘案すると」という文言を加える。

(小俣委員)

28ページの「地方独立行政法人化の目的は一般会計の負担を削減することではない」という文言や「運営費負担金を入れていくべきである」という文言は、少し言葉が強すぎ違和感がある。どこの病院も運営が良いからといって運営費負担金を削減することはないので、書き方を少し柔らかくした方がよい。

(小池委員)

ただ、「一般会計の負担削減だけではない」と加えると、前回の議論をより正しく反映する。

⇒ 「地方独立行政法人化の主たる目的は弾力的な運営を行い、少子高齢化など医療環境の変化により柔軟に対応していくことである。地方独立行政法人化後も県立病院は政策医療の実施など公共性の高い医療の提供を行っていくことから、設置者である県は引き続き県立病院に適切な運営費負担金等を入れていくことが望まれる。」と修正

(田中委員)

「はじめに」の3段落目に「医療制度改革に伴う診療報酬の抑制傾向」とあるが、医療保険法が変わるから診療報酬が抑制されるという関係性はなく、「国の財政悪化に伴う診療報酬の抑制」などの表現が正しい。

また、18ページ「(5) 病床規模などの在り方」について、「将来、柔軟に検討して行く必要がある」は良いが、その理由の部分に「DPC導入」とある。DPC導入は15～16年前であり、実際にはDPCの変化への対応により平均在院日数が短縮化している。従って、「DPC導入などによる」ではなく「DPCへの対応などによる」とすべき。

さらに「低侵襲化」「DPCへの対応」のほかに、地域医療構想による病床の機能分化が進むのが明らかになっていることから、「地域医療構想による病床機能分化によって」という言葉も加えると良い。

⇒ ご意見のとおり反映

○ 埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書（案）の扱い

(金井委員長)

報告書（案）を正式な報告書とする。報告書については委員長から病院事業管理者宛てに提出をさせていただく。